

浜松市 はますくヘルパー利用事業のご案内

産前・産後の体調不良や育児の不安感により、家事または育児を行うことが困難なご家庭に、はますくヘルパーが訪問し、家事の手伝いや相談しやすい「話し相手」として育児相談に応じます。

サービスの内容

- ◇ 食事の準備・片付け、衣類の洗濯、居室等の掃除
- ◇ 育児相談、育児相談に応じた支援（授乳・おむつ・沐浴介助等）
- ◇ その他、必要な家事、育児相談 など

< こんな時に使えます！ >

- ◆ つわりや貧血などで家事をするのが大変
- ◆ 妊娠中で安静にしていけないといけない
- ◆ 出産後で体が本調子ではない
- ◆ 育児について話を聞いてほしい …など



利用できる方

浜松市にお住まいで、妊婦または1歳未満の乳児を養育している保護者で、身近に支援者がいない方

利用期間

妊娠中（母子健康手帳の交付後）から、お子さんが1歳の誕生日を迎える前日まで

利用時間数

1日2回、1時間単位で最大4時間まで（午前7時～午後7時）
合計利用可能時間数 … 50時間※）までの利用が可能

※ 多胎（双子・三つ子など）、未熟児養育医療対象のお子さんを養育している場合は、100時間まで



利用料

有料 … 事業者の1時間あたりの利用料と交通費から、公費負担額を引いた金額を、ヘルパー利用後に事業者へお支払いいただきます。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{事業者設定の1時間あたりのサービスの利用料} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{公費負担額} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{利用時間数} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{事業者設定の交通費} \\ \hline \end{array}$$

（事業者の1時間あたりの利用料や交通費、公費負担額については、裏面でご確認ください。）



申請方法

ご利用には、事前に申請書の提出が必要です。

利用予定の1ヶ月前までに、お住まいの区役所健康づくり課の窓口で、申請手続きをしてください。

申請時に必要なもの

◎「母子健康手帳」、「みとめ印」を必ずお持ちください。

（以下の方は、追加で次の書類の提出をお願いします）

◆ 未熟児養育医療対象のお子さんを養育している方 … 「養育医療券」の写し（コピー）

◆ 市民税非課税者に該当する方で、次の場合は、以前お住まいだった市町村から、「市町村民税課税証明書」を取り寄せ、ご持参ください。

… 前年1月2日以降に浜松市に転入された方で、1～6月に利用申請する場合

… 当年1月2日以降に浜松市に転入された方で、7～12月に利用申請する場合

利用の流れ

申請後、ご自宅に利用承認通知書が届いたら…



利用者様

① 連絡（日程・サービス内容打ち合せ）

② はますくヘルパー訪問

③ 利用料金のお支払い



受託事業者

その他

具体的な費用など詳細につきましては、子育て情報サイト「ぴっぴ」をご覧ください。（申請書のダウンロードもできます。）



受託事業者一覧（五十音順）

令和元年10月1日現在

事業者名	アイケア保育部 (あいあい浜松)	ケアサービス嬉樹 ^{きき}	けやき (子育てセンターなかぜ 内)	ここみドゥーラ	
事業所の所在地	中区高丘東3-38-5	東区神立町504-3	浜北区中瀬673	中区常盤町140-8	
電話番号	414-5577	467-5354	584-0174	070-1616-7424	
スリ1 の時間 あた り 料 金 (税込)	基本分 平日 (午前7時～午後7時) 土・日・祝日・ 12/29～1/3の加算	2,037円	1,833円	2,037円	2,750円
(税込) 交通費	往復0km～15km未満	305円	203円	なし	305円
	往復15km～30km未満	408円	408円	なし	408円
	往復30km～	509円	611円	なし	611円
訪問範囲	中区・東区・西区・南区・ 北区(一部地域を除く)・浜北区	南区・中区(江東・江西・県居・ 東中央・駅南)・東区(積志・長上・ 笠井・中野町・和田・蒲)	浜北区	中区・東区・西区・ 南区・北区・浜北区	
訪問日	月～金曜日 (土・日・祝日・12/29～1/3 除く)	月～金曜日 (土・日・祝日・12/29～1/3 除く)	月～金曜日 (土・日・祝日・12/29～1/3 除く)	月～金曜日 (12/29～1/3 除く)	
備考	▽ 交通費は、事業所からの距離に より算出します。	▽ 交通費は、事業所からの距離に より算出します。	▽ 訪問エリア外については、相談に 応じます。	▽ 土・日・祝日は、相談に応じます。 ▽ 交通費は、事業所からの距離に より算出します。	
事業者名	ころころねつと浜松	しゃぼんだま	浜松市シルバー人材センター	ヘルパーステーションすず	
事業所の所在地	西区大平台4-11-23	北区初生町1218-6	中区鴨江3-1-10	中区鹿谷町6-1	
電話番号	485-8912	437-1655	454-2377(代表)	471-9178	
スリ1 の時間 あた り 料 金 (税込)	基本分 平日 (午前7時～午後7時) 土・日・祝日・ 12/29～1/3の加算	1,936円	1,732円	1,324円	2,037円
(税込) 交通費	往復0km～15km未満	305円	305円	なし	203円
	往復15km～30km未満	509円	408円	305円	305円
	往復30km～	611円	509円	509円	408円
訪問範囲	中区・東区・西区・ 南区・浜北区	中区・東区・西区・ 北区(一部地域を除く)・浜北区	市内全域	中区・東区・西区・南区・北区	
訪問日	月～金曜日 (土・日・祝日・12/29～1/3 除く)	月～日曜日 (5/3～5/5・8/13～15・12/29～1/3 除く)	月～金曜日 (12/29～1/3 除く)	月～日曜日 (12/31～1/3 除く)	
備考	▽ 訪問エリア外については、相談に 応じます。 ▽ 交通費は、ヘルパーの自宅からの 距離により算出します。	▽ 交通費は、事業所からの距離に より算出します。	▽ 土・日・祝日は、相談に応じます。 ▽ 交通費は、ヘルパーの自宅からの 距離により算出します。	▽ 12/31～1/3は、相談に応じます。 ▽ 交通費は、事業所からの距離に より算出します。	

公費負担額

利用1時間につき、**1,018円(※)**を公費負担します。

※ 市民税非課税者及び生活保護受給者(*)に該当する方は、1時間につき1,324円を公費負担します。
(*生活保護受給者とは、この事業の利用決定がされた日における生活保護法(昭和25年法第144号)の規定による被保護者となります。)

＜ 受託事業者に支払う利用料金のイメージ ＞

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{事業者設定の1時間あたりの} \\ \text{サービスの利用料} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{公費} \\ \text{負担額} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{利用時間数} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{事業者設定の} \\ \text{交通費} \\ \hline \end{array}$$

利用される方へのお願い

- ◇ キャンセルの連絡は、はますくヘルパーが訪問する2日前の午後5時までに、直接事業者へ連絡してください。
(訪問2日前が土・日・祝日等になる場合は、その前の平日の午後5時まで)
※訪問2日前の午後5時以降の連絡や連絡がない場合は、キャンセル料として1,018円をお支払いいただきます。
- ◇ 原則、利用される方の自宅で日常的に行う家事や育児のサポートを行います。
留守番やはますくヘルパーひとりでのお子さんのお世話やお子さんへの医療行為はできません。
- ◇ 哺乳瓶、おむつ、沐浴時のタオル、調理道具、掃除道具など、サービスにあたっては利用される方の自宅にあるものを使用します。

* ご不明な点などがありましたら、下記の間合せ先までご連絡ください。



浜松市役所 こども家庭部 子育て支援課 家庭支援グループ

TEL (053) 457-2793 FAX (053) 457-2039